たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和6年4月2日(火)
担 当 課	健康部健康課
電 話	0791-63-2112

報道機関各位

令和6年度新規事業

帯状疱疹予防接種費用の一部を助成

帯状疱疹の発症及び重症化を予防し、後遺症による苦痛の軽減を図るため、50歳以上で帯状疱疹予防接種を受ける方に対し、接種費用の一部を助成します。

記

- 1 事業開始日 令和6年4月1日(月)
- 2 対 象 者 令和6年4月1日以降に予防接種をした方で、接種時及び申請時において以下の 要件をすべて満たす方
 - ・たつの市に住所を有する方
 - ・満50歳以上の方
 - ・たつの市及び他の市区町村から帯状疱疹予防接種の費用助成を受けていない方
- 3 助成金額 水痘ワクチン 4,000円/1回当たり(1人1回限り) 帯状疱疹ワクチン10,000円/1回当たり(1人2回限り) ※助成については、いずれかのワクチンに限ります。
- 4 助成方法
 - (1) 事前申請

健康課又は各総合支所地域振興課窓口で申請手続きを行う。

- ※予約時に予防接種の種類(水痘ワクチン又は帯状疱疹ワクチン)を医師と相談のうえ、決めてから来所し、ワクチンの種類に応じた助成券の交付を受ける。
- (2) 医療機関での接種
 - ・<u>たつの市・揖保郡医師会の実施医療機関で接種する場合</u> 予防接種時に実施医療機関において助成券を提出し、接種費用から助成金額を控除 した額を自己負担金として支払う。
 - ・<u>上記以外の医療機関で接種する場合</u> 接種当日は接種費用の全額を自己負担し、後日、健康課又は各総合支所地域振興課 窓口で償還払いの申請を行う。
- 5 助成券を利用できる医療機関 たつの市・揖保郡医師会の実施医療機関 (たつの市 33 医療機関、太子町 12 医療機関)